

一般財団法人観光まちづくり佐伯理事会規程

(目的)

第1条 定款第42条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の理事会の運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、次のとおり年2回開催する。

（1）毎事業年度末日の翌日から3か月以内

（2）3月

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき。

（2）理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の要請があつたとき。

（3）前号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（4）監事監査規程（以下「監査規程」という。）第7条第2項の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(招集)

第4条 理事会は、次項の場合を除き、理事長が招集する。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠席した場合は、副理事長がこれにあたる。

3 前2項にかかわらず、理事長又は副理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のうち最年長の理事がこれにあたる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることができない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(1) 定時理事会又は臨時理事会

- ア 理事会が開催された日時及び場所
- イ 理事長以外の招集によるものはその理由等
- ウ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- オ 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その

意見又は発言の内容の概要

- ①定款第32条第項の規定による理事の報告
- ②監査規程第7条第1項の規定による監事の報告
- ③監査規程第7条第3項の規定による監事の意見

カ 議長の氏名

- (2) 定款第39条第2項に基づき決議を省略した理事会
 - ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - イ 上記アの事項を提案した理事の氏名
 - ウ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (3) 定款第40条に基づき報告を省略した理事会
 - ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(権限)

第15条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 法人の業務執行の決定
- (3) 規程の制定、改正又は廃止（評議員会と監事に関する規程を除く）
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び業務執行理事（専務理事、常務理事）の選任並びに解任
- (6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 使用人のうち管理監督にあたるものとの選任及び解任
- (8) その他重要な職務執行の決定

(理事の取引の報告及び承認)

第16条 理事が定款第32条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して事前に理事会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

(理事の責任の免除)

第17条 理事会は、定款第33条第1項に基づき、一般法人法第198条において準用する第114条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、代表理事は、評議員に対し、遅滞なく意義がある場合には3ヶ月以内に異議を述べるべき旨を通知しなければならない。

4 評議員が異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(責任限定契約)

第18条 理事会は、定款第33条第2項に基づき、理事又は監事との間で、一般法人法第198条において準用する第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(庶務)

第19条 理事会の庶務は、総務課が処理する。

(改正)

第20条 この規程の改正は、理事会の決議により行い、評議員会に報告する。

附 則

1 この規程は、法人設立の日から施行する。

(施行期日)

2 この規程は、令和6年11月7日から施行する。